

## 第 5 章 介護保険事業の状況

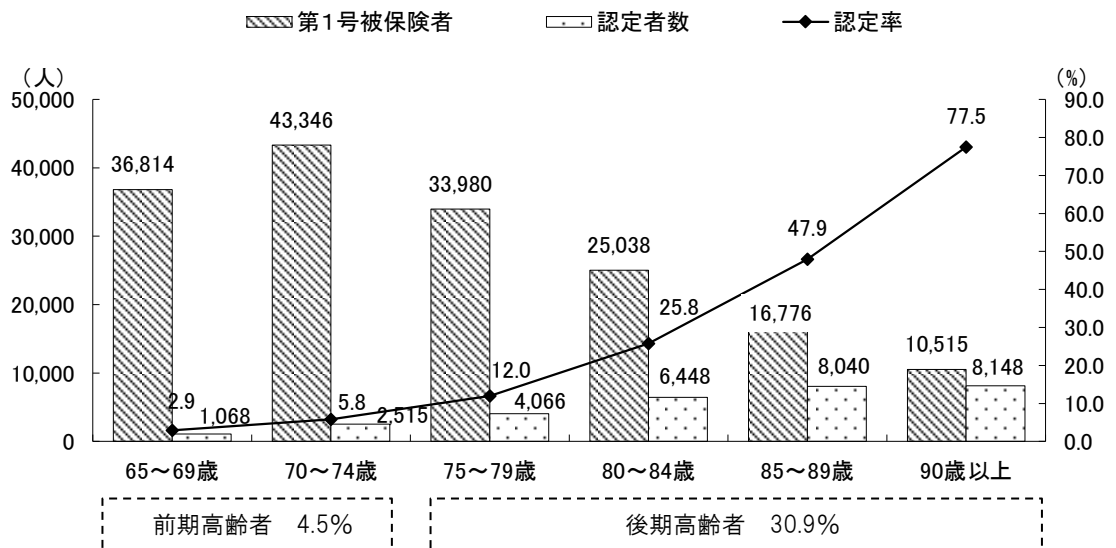
# 1 要介護認定状況

## (1) 年齢階層別 要支援・要介護認定者数と認定率

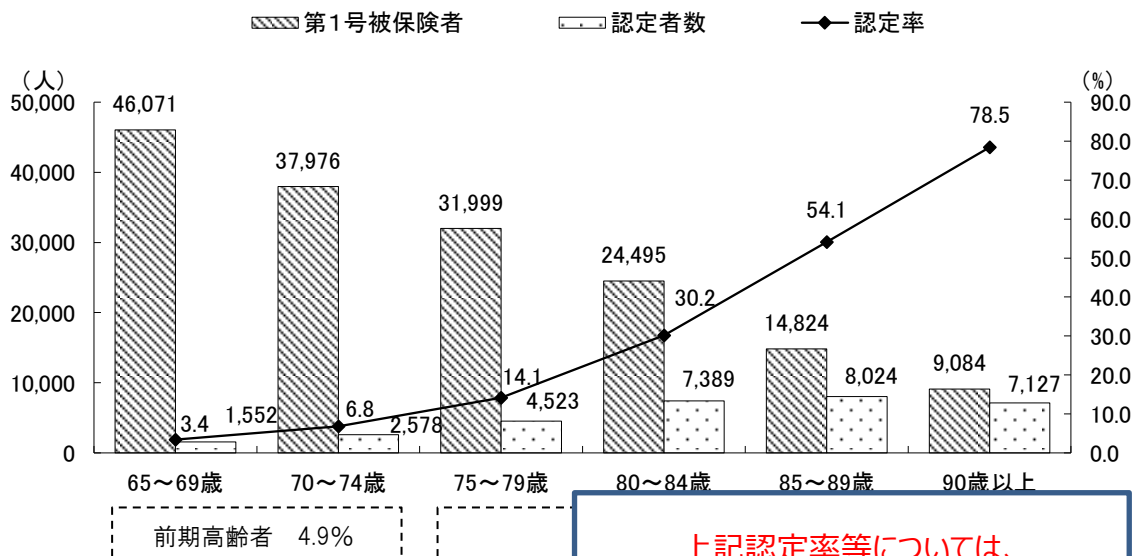
令和2年度における大田区の要支援・要介護認定率を5歳区切りの年齢別でみた場合、75歳以上の高齢者の認定率は30.9%で、65歳から74歳までの高齢者の認定率（4.5%）の約7倍に増加します。

令和2年度と平成29年度の要支援・要介護認定率を比較した場合、すべての年齢別において認定率は減少しており、75歳以上の認定率は大幅に減少しています。

図表6-1 年齢階層別 要支援・要介護認定者数と認定率（令和2年度）



図表6-2 年齢階層別 要支援・要介護認定者数と認定率（平成29年度）



※：令和2年度・平成29年度（各10月分）  
出典：「介護保険事業状況（年齢階層別被保険者数集計表）」

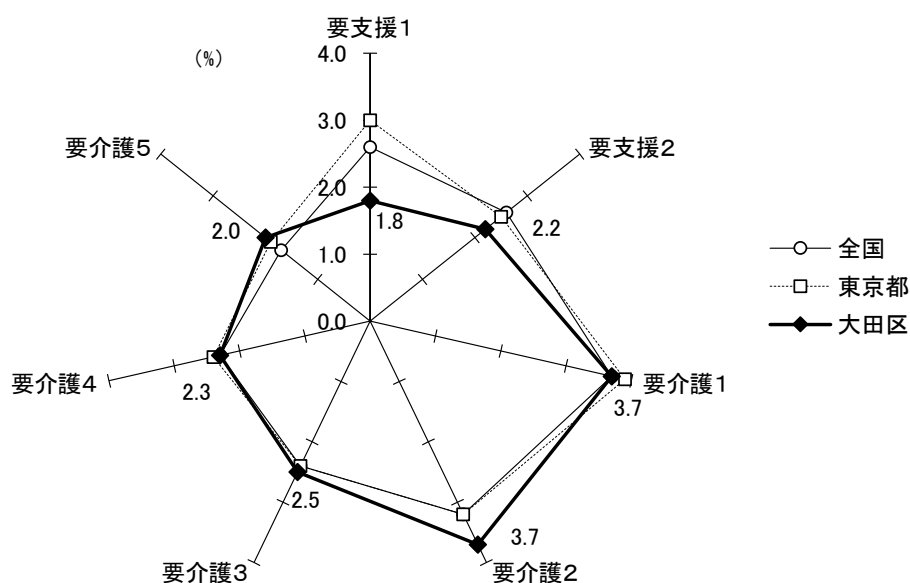
上記認定率等については、  
差し替えとなります

## (2) 調整済み認定率

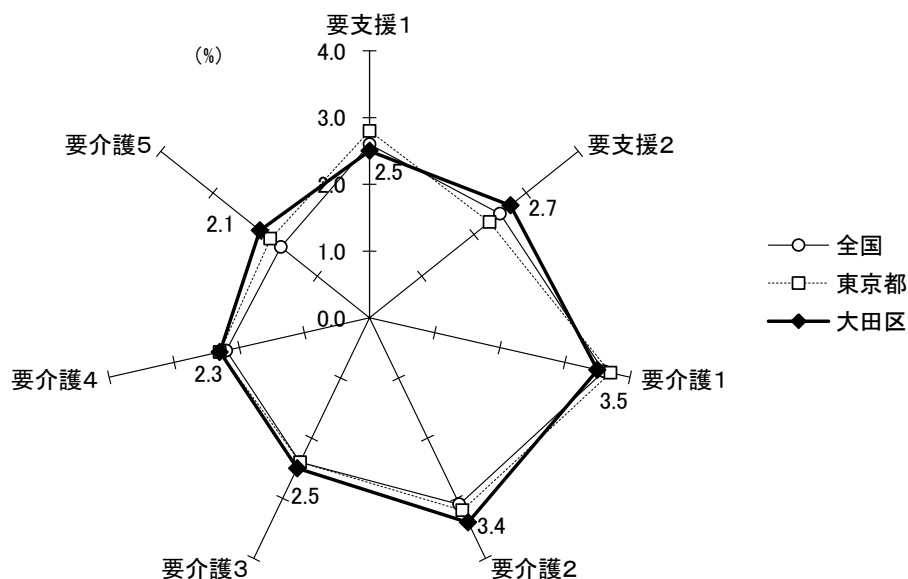
地域の特性を表す指標(認定率等)を地域間や時系列で比較する場合、地域間や経時的な人口構造(年齢階層別の構成)の差による影響を除いて比較可能となるよう、全国の性・年齢階層別人口構造により調整計算された調整済み認定率を用いることがあります。

大田区における令和元年度と平成28年度の調整済み認定率を比較した場合、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴う要支援者の事業対象者へ移行等を理由に、要支援者1・2の割合が低くなっています。令和元年度における大田区の調整済み認定率は、要介護2・3及び要介護5において、全国、東京都よりも高い割合となっています。

図表6-3 調整済み認定率(要介護度別・令和元年度)



図表6-4 調整済み認定率(要介護度別・平成28年度)



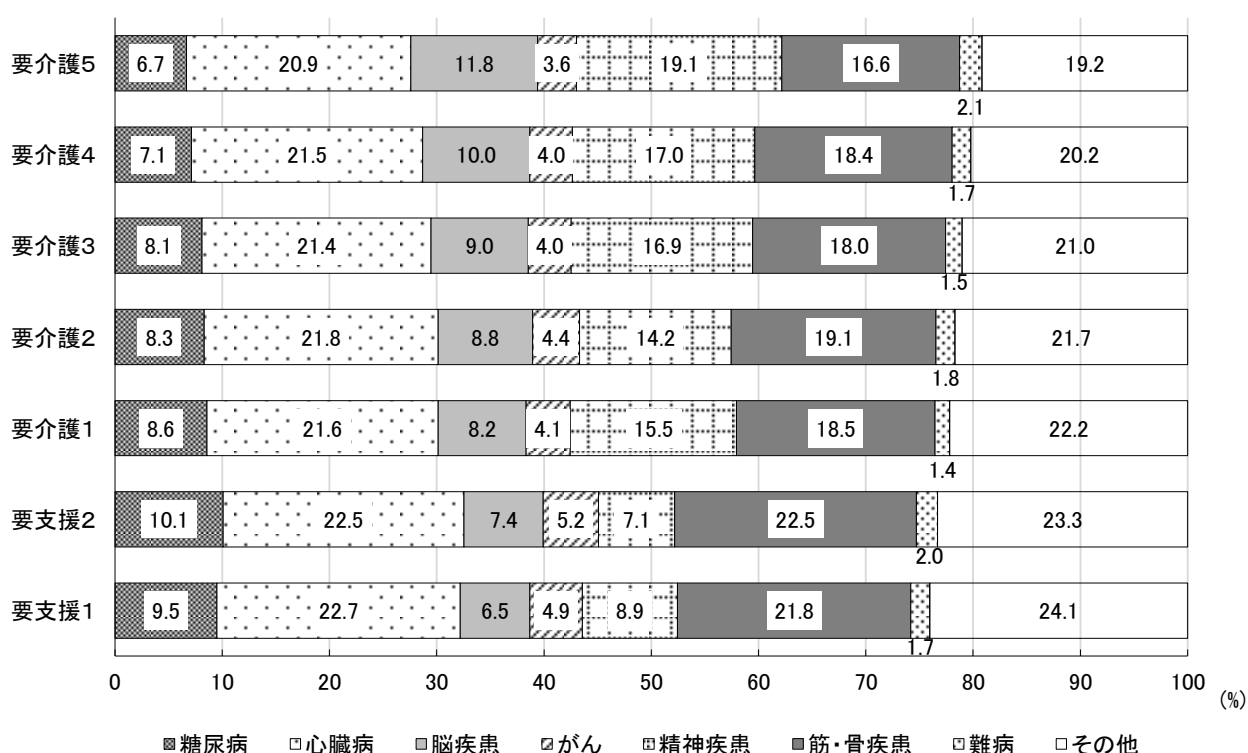
出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報

### (3) 要支援・要介護認定者の有病率（要介護度別）

要支援・要介護認定を受けた（新規・更新含む）第1号被保険者の有病状況をみた場合、心臓病を有する要支援・要介護認定者の割合が、要支援2を除く全ての要介護度において高い割合を占めています。

要介護度が重度化するにつれ、脳疾患、精神疾患の症状者の割合が増え、糖尿病、筋・骨疾患の症状者の割合は減少しています。

図表 6-5 要支援・要介護認定者の有病率



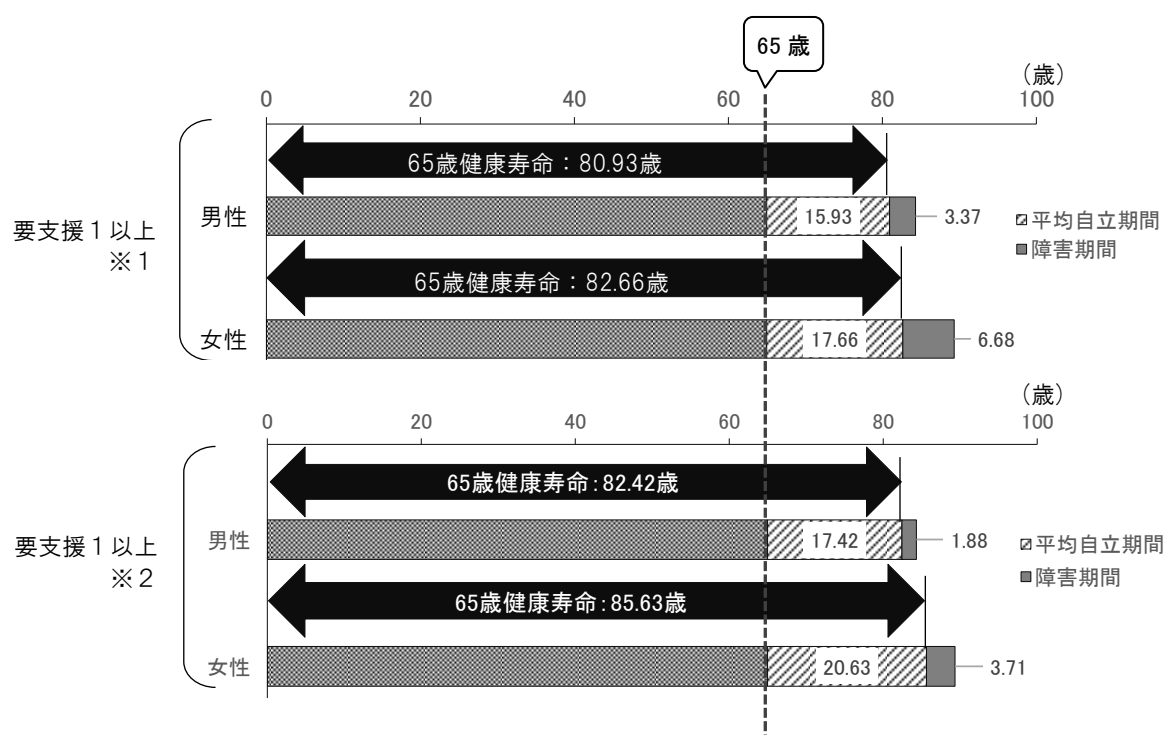
時点：令和元年（2019年）

出典：国保連データベースシステム「要介護（支援）者有病状況」

## (4) 65歳健康寿命

平成30年における、大田区の「65歳健康寿命」（東京保健所長会方式）は、要支援1以上の認定を受けるまでの状態を健康と考えた場合、男性は80.93歳（東京都81.21歳）、女性は82.66歳（東京都82.74歳）となっています。また、要介護2以上の認定を受けるまでの状態を健康と考えた場合、男性は82.42歳（東京都82.82歳）、女性は85.63歳（85.92歳）となっています。

図表 6-6 区の 65 歳健康寿命



### ～65歳健康寿命（東京保健所長会方式）について～

65歳健康寿命とは、65歳の人何らかの障がいのために要支援・要介護認定を受けるまでの平均年齢をいい、平均自立期間（日常生活を自立して暮らせる平均期間）に65歳を足したものです。平均障がい期間とは、要介護認定を受けてから死亡するまでの期間の平均を言います。

東京都では、現在、「要支援1以上」、「要介護2以上」の2つのパターンで健康寿命を算出しています。

## 2 介護（予防）サービスの利用状況

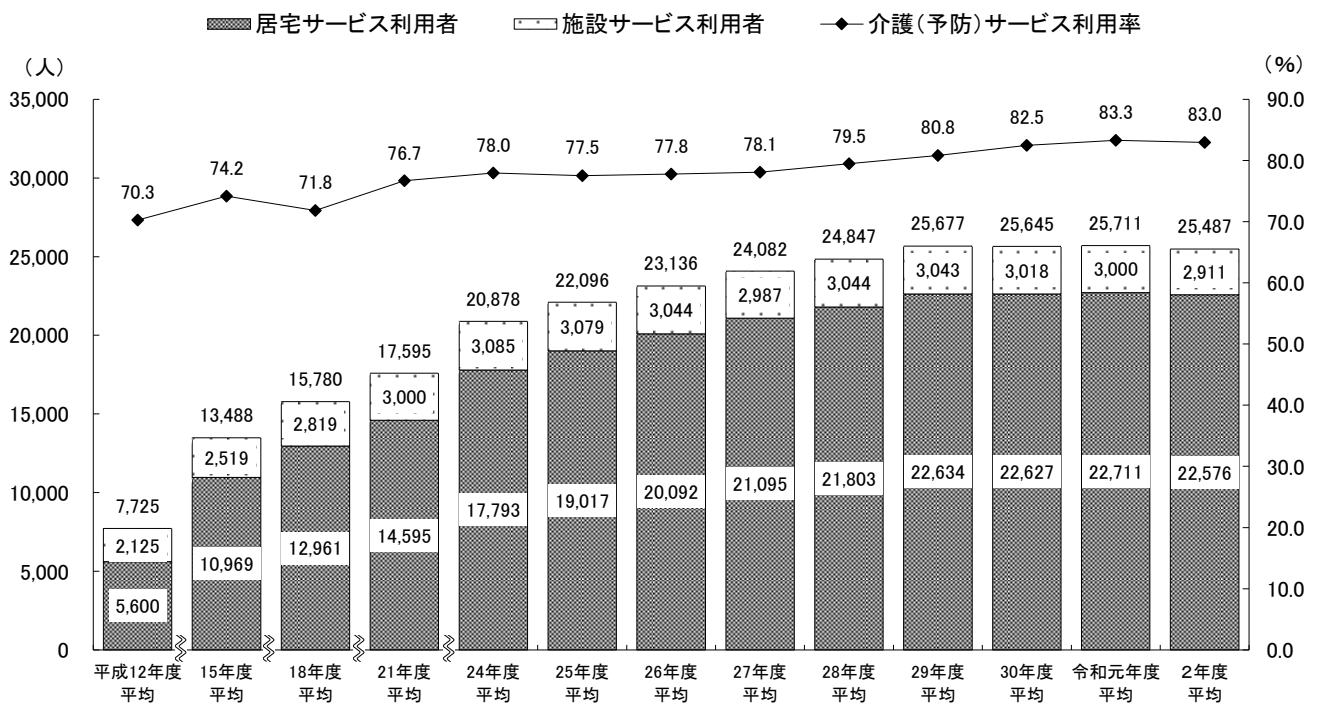
### （1）介護（予防）サービスの利用者数・利用率の推移

要支援・要介護認定者のうち、介護（予防）サービスを利用する者の割合は、平成29年度より8割を超えて推移しています。

居宅サービスと施設サービスをあわせたサービスの利用者は、平成29年度より2.5万人半ばで推移しています。

居宅サービスの利用者は、平成29年度より2.2万人程度で推移し、施設サービスの利用者は、平成21年度より約3千人程度で推移しています。

図表6-7 介護（予防）サービス利用者数・利用率の推移



※1：居宅サービス利用者は、施設サービス以外の介護保険サービス利用者（地域密着型サービス利用者を含む）。

※2：施設サービス利用者は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院（介護療養型医療施設）利用者。

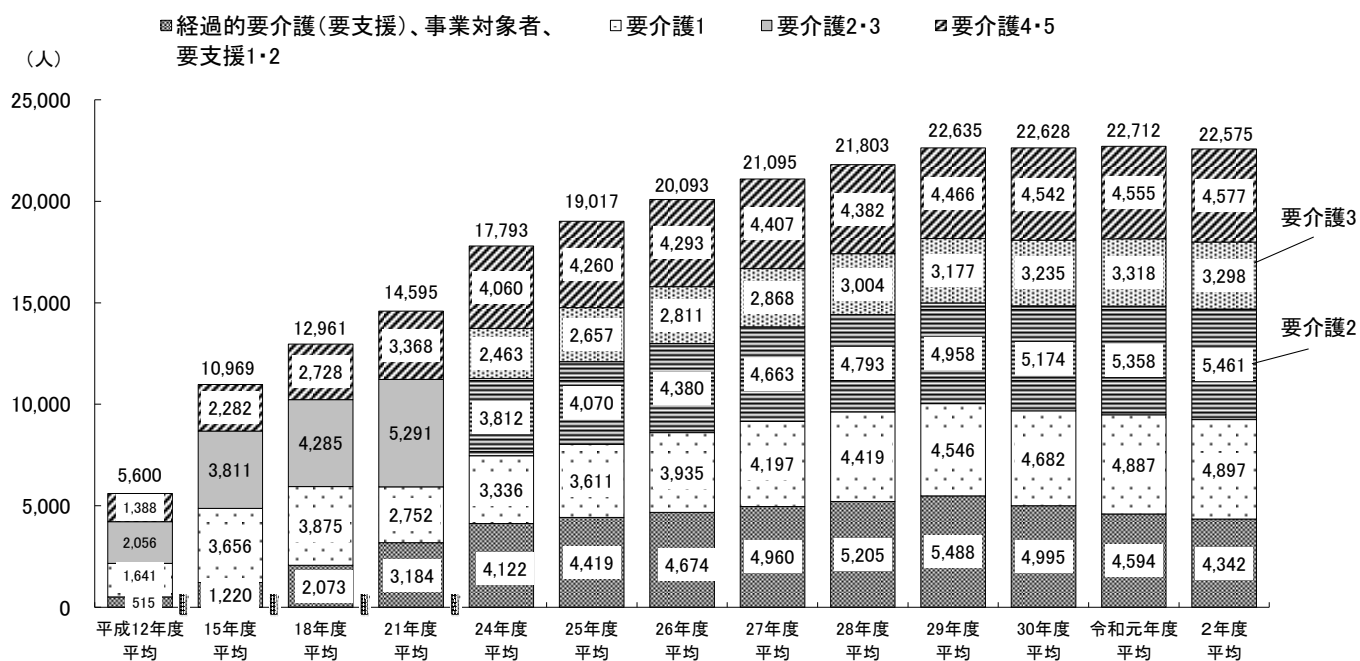
※3：介護（予防）サービス利用率＝介護（予防）サービス利用者数の合計÷要支援・要介護認定者数。

出典：東京都国民健康保健団体連合会「介護給付実績分析システム」（令和元年度までは5月～翌4月審査分、令和2年度は5月～7月審査分）

## (2) 居宅サービスの利用推移（要介護度別）

居宅サービスの利用状況を要支援・要介護度別にみた場合、令和2年度においては、要支援1・2から要介護2までの要支援・要介護認定者の占める割合は65.1%、要介護3から要介護5までの中重度の要介護者の占める割合は34.9%となっています。

図表6-8 介護度別居宅サービス利用者数の推移



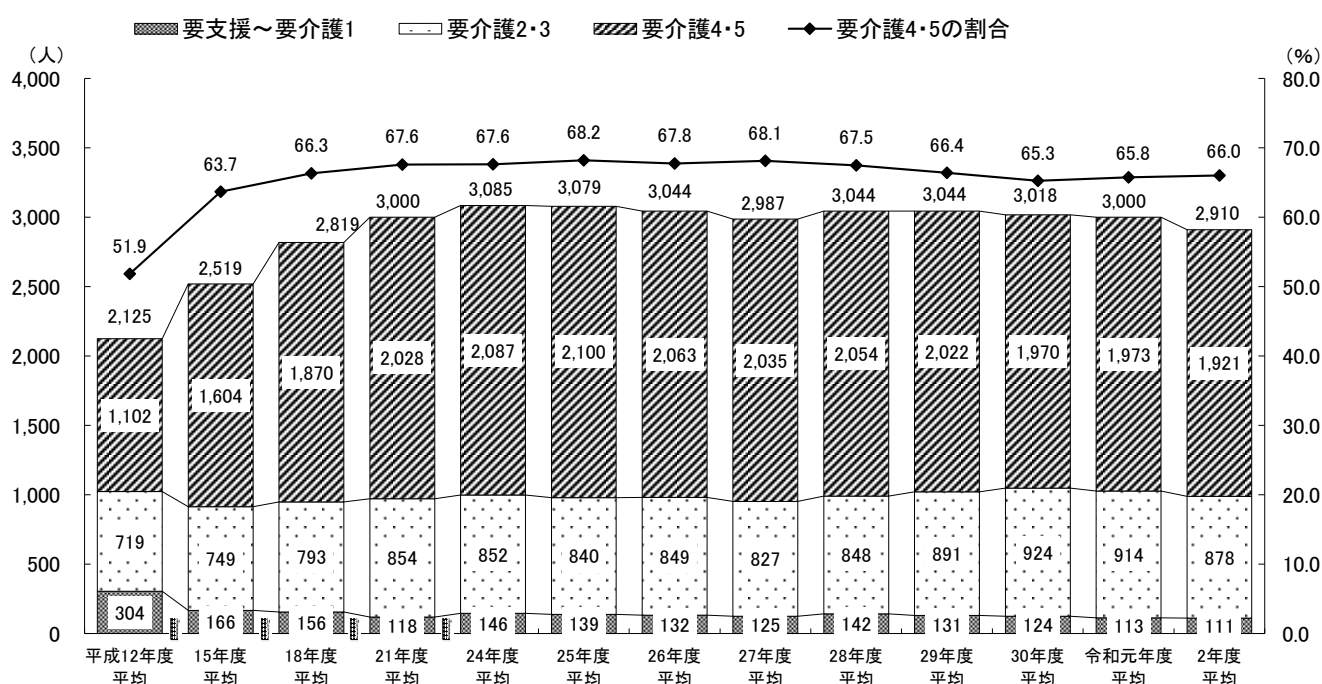
出典：東京都国民健康保健団体連合会「介護保険給付実績分析システム」（令和元年度までは5月～翌4月審査分、令和2年度は5月～7月審査分）

### (3) 施設サービスの利用推移（要介護度別）

施設サービス利用者数を要介護度別にみた場合、要介護4・5の重度の要介護認定者の占める割合が約7割を占めています。ただし、施設サービス利用者数は平成30年度以降、緩やかな減少傾向がみられます。

なお、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）における新規の入所者は、平成27年4月から、原則として、要介護3以上の方が対象となっています。

図表 6-9 要介護度別施設サービス利用者数の推移



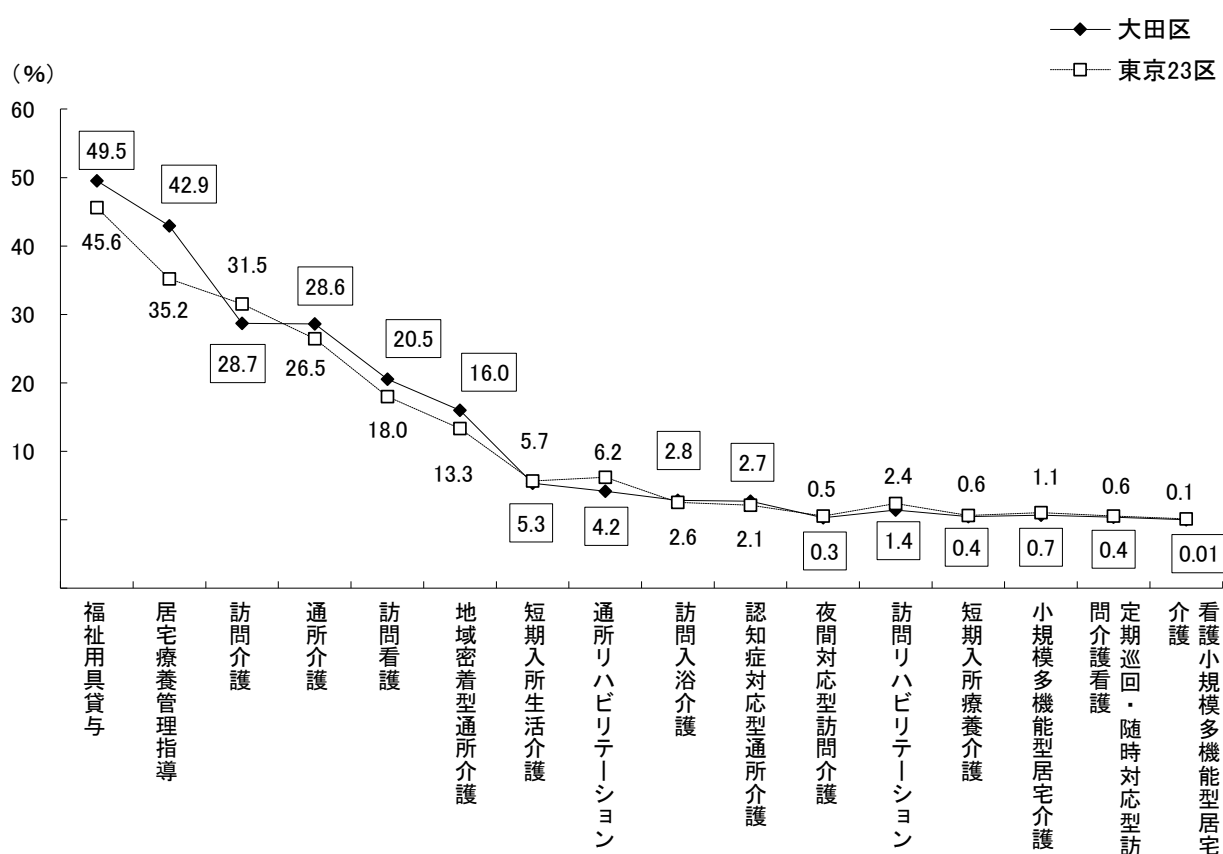
出典：東京都国民健康保健団体連合会「介護給付実績分析システム」（令和元年度までは5月～翌4月審査分、令和2年度は5月～7月審査分）



#### (4) 居宅サービスの利用状況（サービス別）

居宅サービスの利用者におけるサービス別の利用率を東京23区と比較した場合、福祉用具貸与、居宅療養管理指導、通所介護、訪問看護、地域密着型通所介護などが東京23区よりも高い一方、訪問介護、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション等の利用率が東京23区よりも低くなっています。

図表 6-10 種類別居宅サービス利用率



※：利用率＝各居宅サービス利用者数÷居宅サービス対象者数（要支援・要介護認定者－施設サービス利用者）。  
 出典：「介護保険事業状況報告」（令和元年10月審査分給付実績）

## (5) 第7期計画における介護サービスの見込みに対する実績

### ①居宅サービスの利用実績

第7期計画の居宅サービスの利用実績は、おおむね計画値と同水準で推移しましたが、訪問リハビリテーション、介護予防特定施設入居者生活介護、居宅介護予防支援においては、計画値を上回る実績値となりました。

令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により、通所系サービスや短期入所生活介護等の利用実績は計画値を大きく下回りました。

図表6-11 居宅サービス

			平成30年度			令和元年度			令和2年度			第7期計		
			計画	実績値	計画比	計画	実績値	計画比	計画	実績値	計画比	計画	実績値	計画比
訪問介護	介護	(人/月)	5,800	5,780	99.7%	5,831	5,794	99.4%	5,862	5,730	97.7%	17,493	17,304	98.9%
訪問入浴介護	介護	(人/月)	590	555	94.1%	598	572	95.7%	606	592	97.6%	1,794	1,719	95.8%
	予防	(人/月)	2	0	0.0%	2	0	0.0%	2	1	50.0%	6	1	16.7%
訪問看護	介護	(人/月)	4,128	3,923	95.0%	4,499	4,146	92.2%	4,888	4,265	87.2%	13,515	12,334	91.3%
	予防	(人/月)	655	588	89.8%	755	671	88.9%	859	646	75.2%	2,269	1,905	84.0%
訪問リハビリテーション	介護	(人/月)	94	223	237.2%	108	302	279.6%	126	298	236.5%	328	823	250.9%
	予防	(人/月)	6	18	300.0%	6	36	600.0%	6	38	157.8%	18	92	511.1%
通所介護	介護	(人/月)	5,919	5,783	97.7%	6,223	5,859	94.2%	6,557	5,269	80.3%	18,699	16,911	90.4%
通所リハビリテーション	介護	(人/月)	855	793	92.7%	899	837	93.1%	939	699	74.4%	2,693	2,329	86.5%
	予防	(人/月)	189	176	93.1%	207	216	104.3%	227	192	84.5%	623	584	93.7%
短期入所生活介護	介護	(人/月)	1,008	1,018	101.0%	1,034	996	96.3%	1,054	712	67.5%	3,096	2,726	88.0%
	予防	(人/月)	9	9	100.0%	9	10	111.1%	9	5	55.5%	27	24	89.9%
短期入所療養介護	介護	(人/月)	68	59	86.8%	71	76	107.0%	74	55	74.3%	213	190	89.2%
	予防	(人/月)	1	1	100.0%	1	0	0.0%	1	0	0	3	1	33.3%
居宅療養管理指導	介護	(人/月)	7,573	7,591	100.2%	8,076	8,209	101.6%	8,608	9,147	106.2%	24,257	24,947	102.8%
	予防	(人/月)	474	467	98.5%	525	540	102.9%	573	555	96.8%	1,572	1,562	99.4%
特定施設入居者生活介護	介護	(人/月)	2,894	2,655	91.7%	3,066	2,873	93.7%	3,249	2,934	90.3%	9,209	8,462	91.9%
	予防	(人/月)	205	272	132.7%	215	306	142.3%	223	309	138.5%	643	887	137.9%
福祉用具貸与	介護	(人/月)	9,728	9,609	98.8%	10,147	9,901	97.6%	10,590	10,190	96.2%	30,465	29,700	97.5%
	予防	(人/月)	2,124	1,973	92.9%	2,346	2,123	90.5%	2,563	2,235	87.2%	7,033	6,331	90.0%
特定福祉用具販売	介護	(人/月)	193	166	86.0%	201	169	84.1%	213	179	84.0%	607	514	84.7%
	予防	(人/月)	49	39	79.6%	51	41	80.4%	55	36	65.4%	155	116	74.8%
住宅改修	介護	(人/月)	135	120	88.9%	143	104	72.7%	144	92	64.1%	422	316	74.9%
	予防	(人/月)	57	45	78.9%	60	44	73.3%	61	39	63.9%	178	128	71.9%
居宅介護支援	介護	(人/月)	14,151	13,908	98.3%	14,538	14,093	96.9%	14,958	14,171	94.7%	43,647	42,172	96.6%
	予防	(人/月)	2,017	2,455	121.7%	2,034	2,633	129.4%	2,056	2,715	132.0%	6,107	7,803	127.8%

※：平成30・令和元年度は実績値（出典：介護保険事業状況報告）、令和2年度は見込み値。

## ②地域密着型サービスの利用実績

第7期計画の地域密着型サービスの利用実績は、多くのサービスにおいて計画値を下回りました。

小規模多機能型居宅介護は、計画期間を通じて利用実績が増加しました。令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護の通所系サービスにおいて、実績値が計画値を大きく下回りました。

図表6-12 地域密着型サービス

			平成30年度			令和元年度			令和2年度			第7期計		
			計画	実績値	計画比	計画	実績値	計画比	計画	実績値	計画比	計画	実績値	計画比
夜間対応型訪問介護	介護	(人/月)	88	70	79.5%	88	51	58.0%	88	16	18.1%	264	137	51.9%
認知症対応型通所介護	介護	(人/月)	549	521	94.7%	558	537	96.1%	567	476	83.9%	1,674	1,534	91.6%
	予防	(人/月)	3	1	33.3%	3	0	33.3%	3	0	0	9	1	11.1%
小規模多機能型居宅介護	介護	(人/月)	62	129	206.5%	108	136	125.9%	145	134	92.4%	315	399	126.7%
	予防	(人/月)	6	3	16.7%	9	5	33.3%	13	5	38.4%	28	13	46.4%
認知症対応型共同生活介護	介護	(人/月)	744	728	97.8%	802	747	93.1%	854	778	91.1%	2,400	2,253	93.9%
	予防	(人/月)	0	1	-	0	2	-	0	2	0	0	5	-
地域密着型特定施設入居者生活介護	介護	(人/月)	11	10	90.9%	11	13	118.2%	11	12	109.0%	33	35	106.1%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護	(人/月)	0	0	-	0	0	-	0	0	0	0	0	-
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護	(人/月)	58	45	77.6%	83	63	75.9%	109	64	58.7%	250	172	68.8%
地域密着型通所介護	介護	(人/月)	3,405	3,190	93.7%	3,591	3,261	90.8%	3,796	2,868	75.5%	10,792	9,319	86.4%

※：平成30・令和元年度は実績値（出典：介護保険事業状況報告）、令和2年度は見込み値。

## ③施設サービスの利用実績

新型コロナウイルスの影響により、令和2年度における介護老人福祉施設の利用実績は計画値を大きく下回りました。介護老人保健施設の利用実績は、施設の閉所等により減少傾向にあります。現在、介護療養型医療施設から介護医療院等への転換等が進められていますが、医療保険適用の療養病床に転換した施設も多く、介護医療院及び介護療養型医療施設を合わせた利用実績は計画値を大きく下回りました。

図表6-13 施設サービス

			平成30年度			令和元年度			令和2年度			第7期計		
			計画	実績値	計画比	計画	実績値	計画比	計画	実績値	計画比	計画	実績値	計画比
介護老人福祉施設	介護	(人/月)	2,120	2,044	96.4%	2,131	2,143	100.6%	2,198	2,019	91.86%	6,449	6,206	96.2%
介護老人保健施設	介護	(人/月)	802	753	93.9%	802	726	90.5%	802	738	92.0%	2,406	2,217	61.5%
介護療養型医療施設	介護	(人/月)	305	228	74.8%	305	197	64.6%	305	85	27.9%	915	510	46.4%
介護医療院	介護	(人/月)	0	4	-	0	7	-	0	109	-	0	120	-

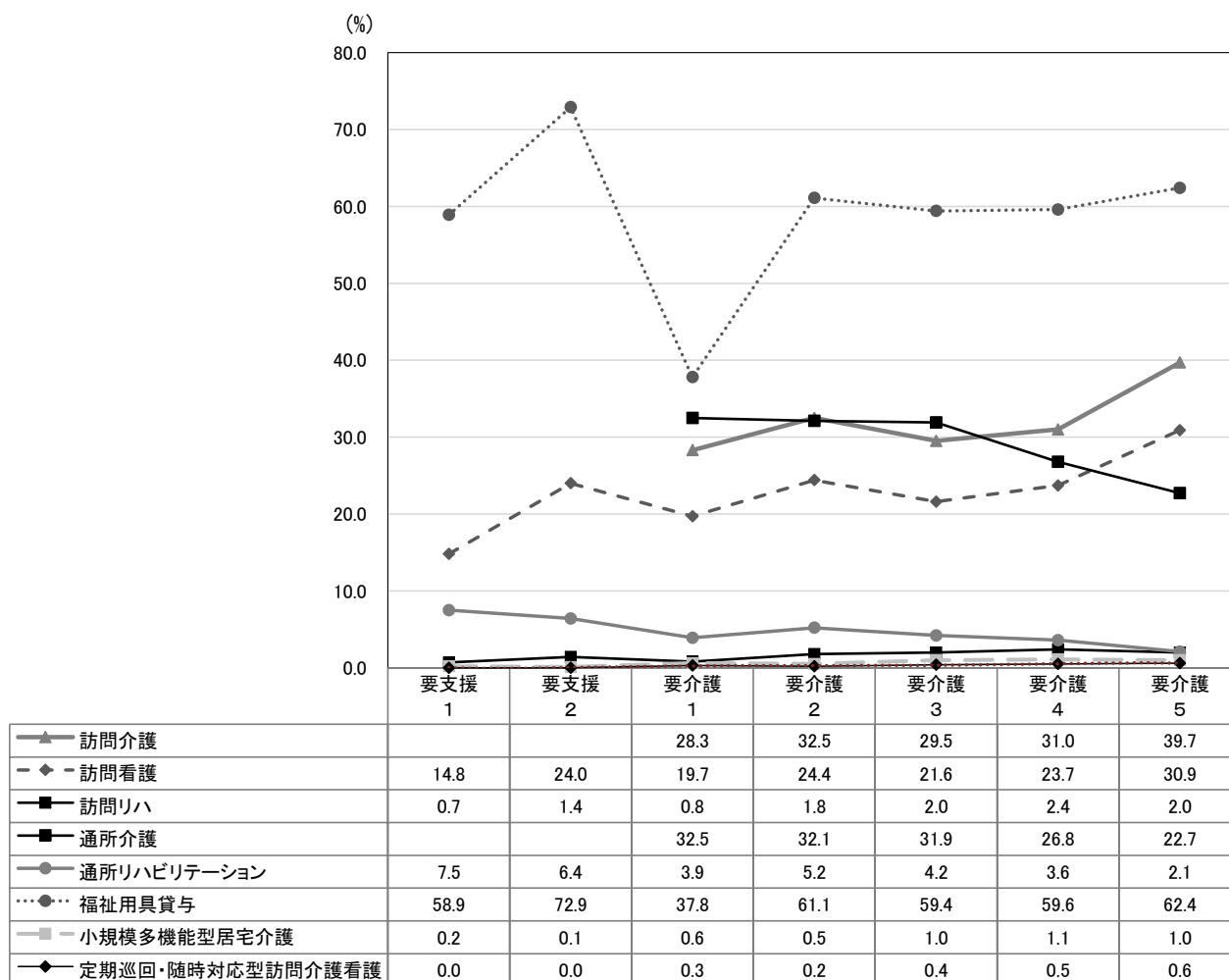
※：平成30・令和元年度は実績値（出典：介護保険事業状況報告）、令和2年度は見込み値。

## (6) 居宅サービスの利用状況（要介護度別）

居宅サービス種類別の利用率（居宅サービスの総受給者に占める、各サービスの受給者の割合）を要介護度別に見た場合、福祉用具貸与は、要介護度の区分を問わず利用率は高い状況です。地域密着型通所介護を含む通所介護は要介護1から要介護3において利用率が高く、要介護4・5になると低下します。一方、訪問看護や訪問介護は、要介護度の区分を問わず一定の利用率があり、要介護4・5になると利用率が増加する傾向にあります。

訪問リハビリテーションや小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、総体的に利用率が低い状況です。

図表 6-14 要介護度・居宅サービス種類別の利用率

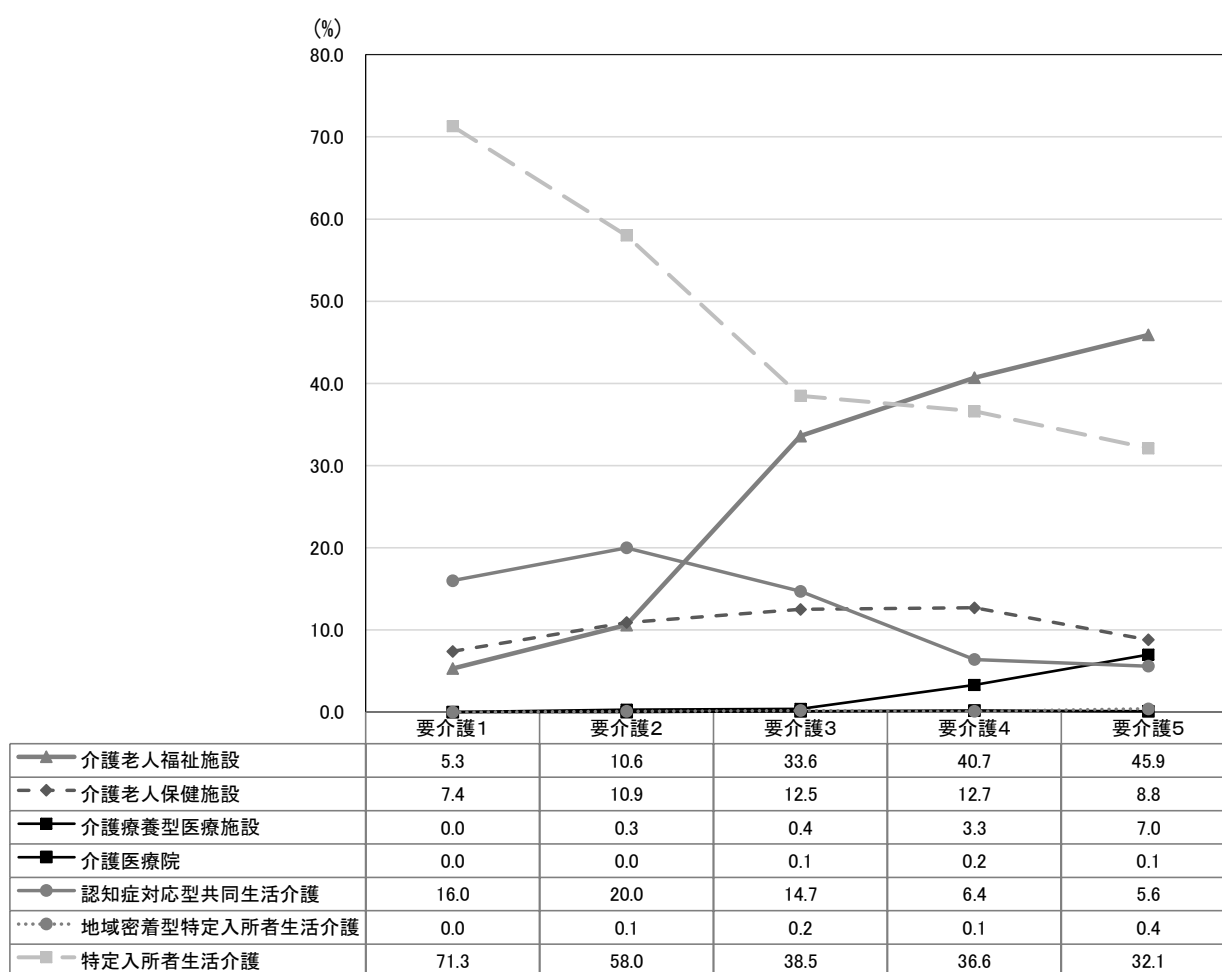


出典：介護保険事業状況報告をもとに介護保険課にて作成 時点：令和2年3月実績

## (7) 施設・居住系サービスの利用状況（要介護度別）

施設・居住系サービス種類別の利用率（施設サービスまたは居住系サービスの総受給者に占める各サービスの受給者の割合）を要介護度別に見た場合、特定施設入所者生活介護の利用率は、重度化するほど利用率は低下していきませんが、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の次に、中重度の要介護者における受け皿となっています。認知症高齢者グループホームは、要介護2を起点に、重度化が進むにつれ利用率も低下する傾向にあります。

図表 6-15 要介護度・施設・居住系サービス種類別の利用率



出典：介護保険事業状況報告をもとに介護保険課にて作成 時点：令和2年3月実績

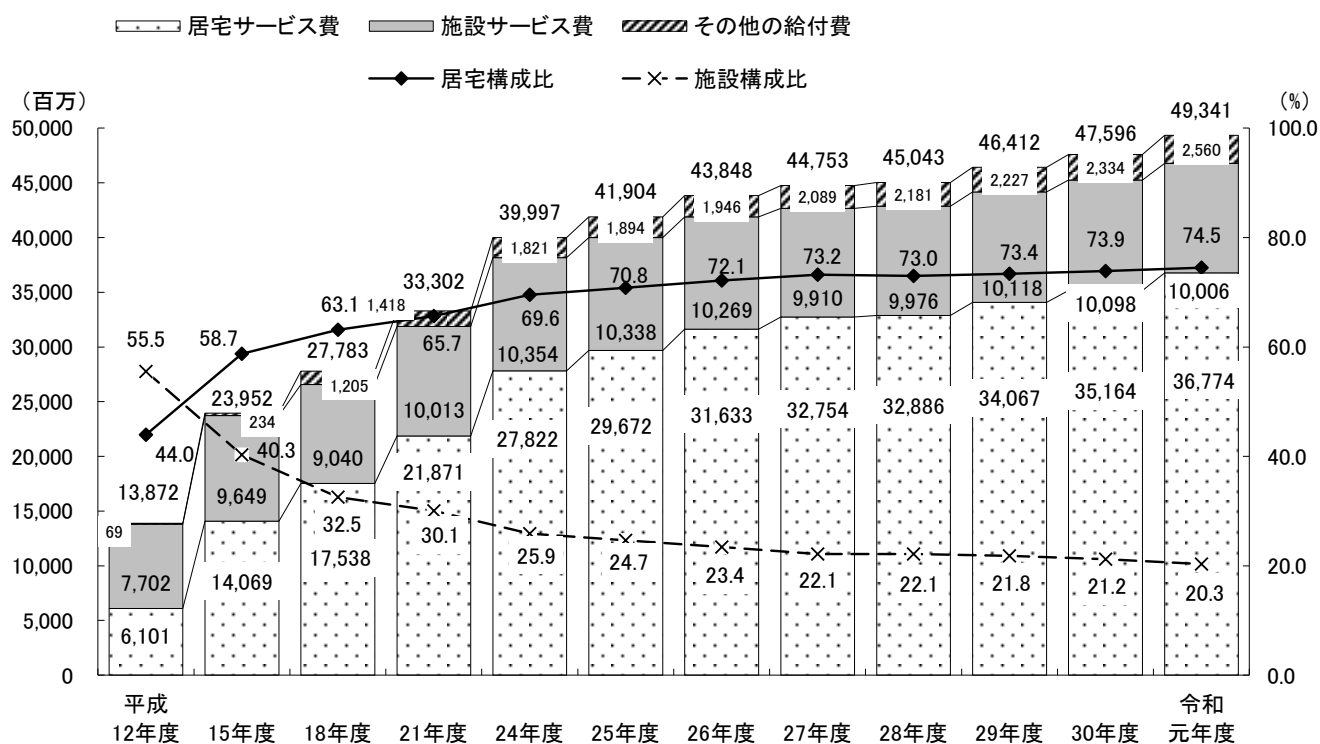
### 3 標準給付費の状況

#### (1) 標準給付費の推移

標準給付費は、年々増加しており、平成28年度で450億円を超え、平成30年度で約480億円となっています。

近年は居宅サービス費がおおむね増加傾向にあり、施設サービス費が減少傾向にあります。

図表 6-16 標準給付費の推移（年間）



※1：居宅サービス費は、施設サービス費及びその他の給付費以外の給付費の合計（地域密着型サービスを含む）。

※2：施設サービス費は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の給付費の合計。

※3：その他の給付費は、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、審査支払手数料\*の合計。また、平成24年度以降は、高額医療合算介護サービス費を含む。

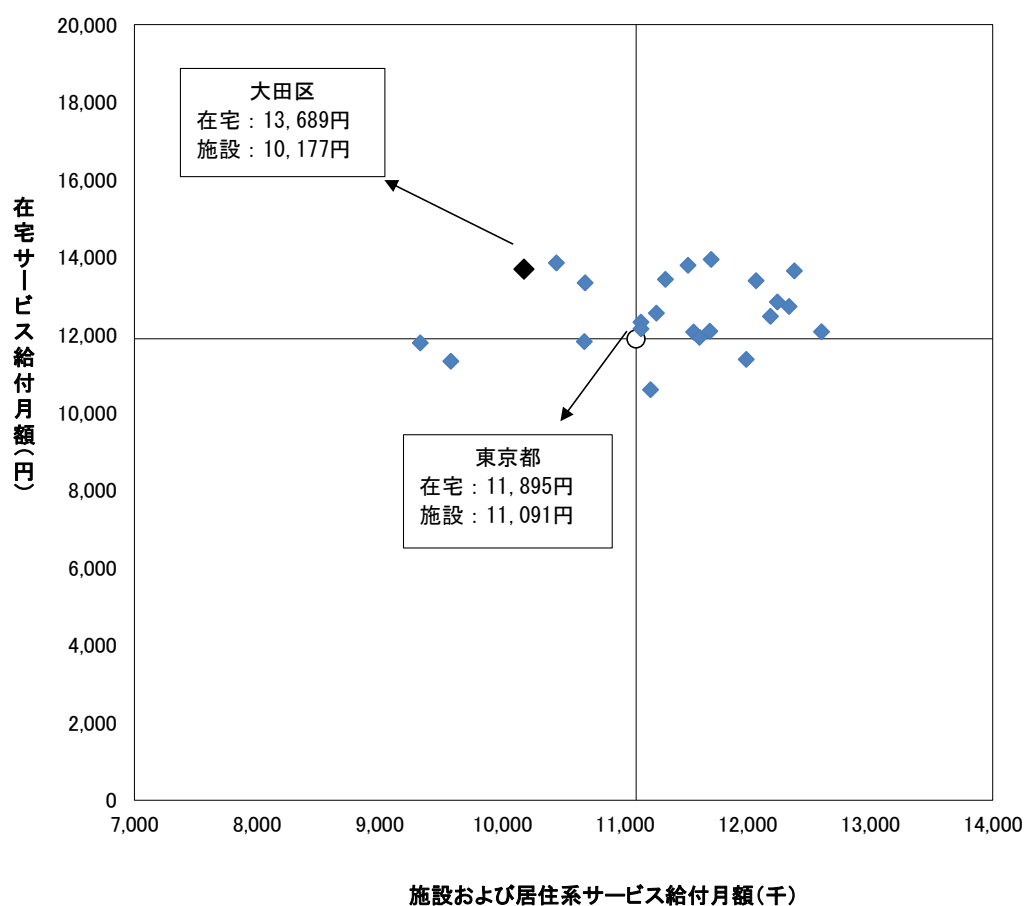
出典：「介護保険事業状況報告」

### (3) 第1号被保険者1人あたり給付月額（在宅、施設・居住系サービス別）

在宅サービスと施設及び居住系サービスにおける第1号被保険者1人あたり給付月額について、縦軸を第1号被保険者1人あたりの在宅サービスの給付月額、横軸を施設及び居住系サービスの給付月額として、他区の分布状況の中で、大田区の位置を示しました。

上に位置するほど居宅サービスが活発に利用され、右に位置するほど施設入所者が多いことを意味します。大田区は、在宅サービスの給付月額が23区の中で4番目に高く、施設及び居住系サービスの給付月額が23区の中で21番目に高い（3番目に低い）位置となっています。

図表6-17 第1号被保険者1人あたり給付月額

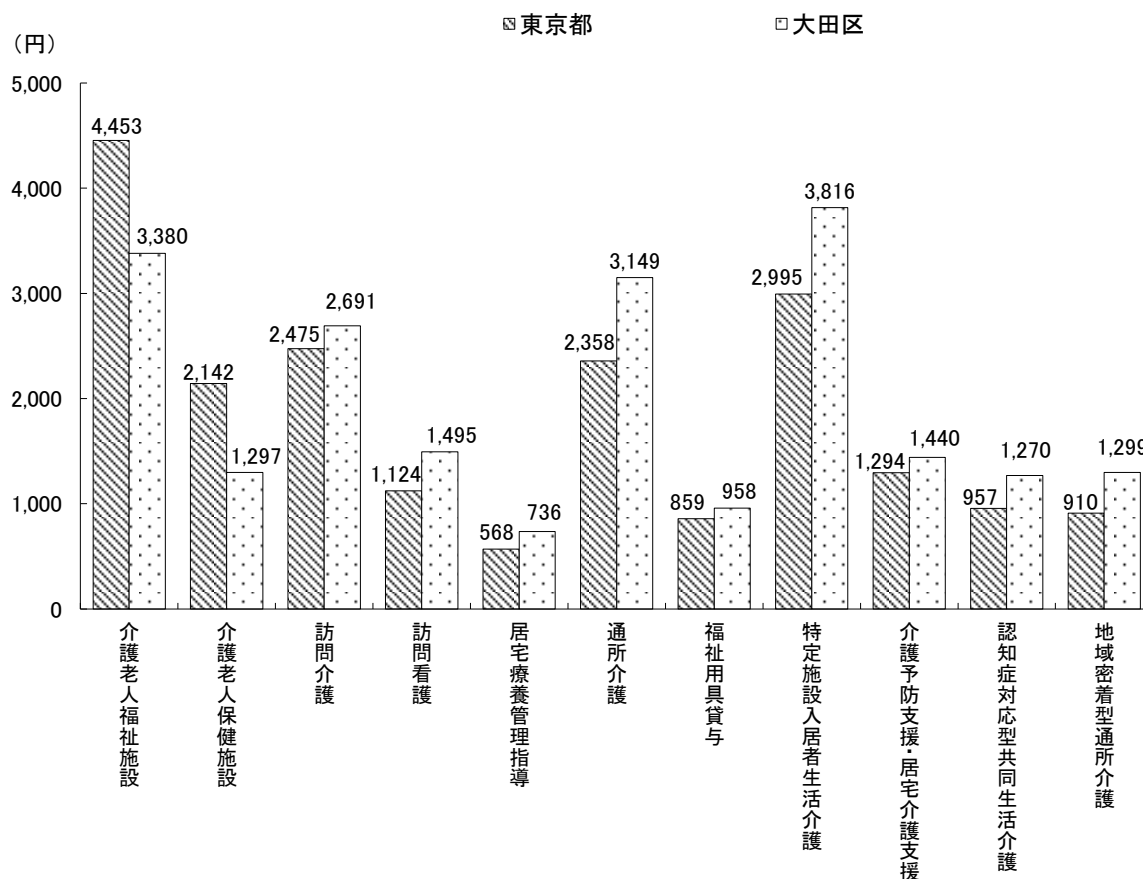


出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元、2年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

#### (4) 第1号被保険者1人あたり給付月額（サービス別）

第1号被保険者1人あたり給付月額をサービス別に東京都と比較した場合、施設サービスの給付月額は低い傾向にある一方、在宅・居住系サービスの給付月額は高く、特に通所介護、特定施設入居者生活介護は大きな差が生じています。

図表6-18 第1号被保険者1人あたり給付月額（サービス別）



※：給付月額が500円を下回るサービスについては、省略しました。

※：(時点) 令和2年(2020年)

出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元、2年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）



## 4 介護サービスの基盤整備状況

### (1) 居宅サービス・地域密着型サービス事業所数の推移

平成30年度から令和2年度の3か年における、区内の事業所数は以下のとおりとなっています。

訪問介護、訪問看護を行う事業所、特定施設入居者生活介護の指定を受けた特定施設が増加した一方、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、居宅介護支援の事業所が減少しました。

図表 6-19 居宅サービス・地域密着型サービス事業所数の推移

		平成30年度		令和元年度		令和2年度		増減数	
		介護	予防	介護	予防	介護	予防	介護	予防
居宅サービス	訪問介護	146	—	148	—	152	—	+6	—
	訪問入浴	10	10	9	9	8	8	-2	-2
	訪問看護	60	58	66	65	70	69	+10	+11
	訪問リハビリテーション	5	4	6	6	6	6	+1	+2
	通所介護	93	—	90	—	86	—	-7	—
	通所リハビリテーション	16	14	17	15	17	15	+1	+1
	短期入所生活介護	20	16	20	16	20	16	±0	±0
	短期入所療養介護	9	8	9	8	8	7	-1	-1
	福祉用具貸与	40	40	39	39	38	38	-2	-2
	特定福祉用具販売	39	39	39	39	38	38	-1	-1
特定入居者生活介護	43	39	48	45	51	49	+8	+10	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	—	2	—	2	—	±0	—
	夜間対応型訪問介護	1	—	1	—	1	—	±0	—
	認知症対応型通所介護	29	27	28	26	26	24	-3	-3
	小規模多機能型居宅介護	7	5	7	5	7	5	±0	±0
	認知症対応型共同生活介護	40	40	41	41	43	43	+3	+3
	特定施設入居者生活介護	1	—	1	—	1	—	±0	—
地域密着型通所介護	120	—	112	—	108	—	-12	—	
居宅介護支援	191	21	184	21	170	22	-21	+1	

※：各年度4月1日現在

※：増減数は、平成30年度と令和2年度との比較

※：訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションの事業所数は各年度4月のサービス提供事業所数より引用

## (2) 施設・居住系サービスの整備状況

介護療養型医療施設は、その設置期限が令和5年度末と規定されていることから、介護医療院等への転換が進められています。平成30年4月現在、区内に3施設あった介護療養型医療施設のうち1施設は介護医療院、1施設は医療療養病床に転換し、令和2年10月1日現在1施設となっています。

特定施設入居者生活介護の指定を受けた有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅は、平成27年4月の約1.5倍の利用定員に増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっています。

なお、区内には、令和2年9月1日現在、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない(住宅型)有料老人ホームは15施設(定員235人)及びサービス付き高齢者向け住宅は11施設(戸数292)があります。

図表 6-20 区内の施設・居住系サービスの整備状況

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	増減数
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	施設数(か所)	13	13	16	18	18	18	5
	定員数(人)	1,464	1,464	1,659	1,773	1,773	1,783	319
介護老人保健施設	施設数(か所)	6	6	7	7	7	6	0
	定員数(人)	570	570	686	686	686	636	66
介護療養型医療施設	施設数(か所)	3	3	3	3	3	1	-2
	定員数(人)	147	147	147	138	96	6	-141
介護医療院	施設数(か所)				0	0	1	1
	定員数(人)				0	0	60	60
認知症対応型共同生活介護	施設数(か所)	36	36	38+	40	40	43	7
	定員数(人)	651	651	687	750	750	813	162
特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム等)	施設数(か所)	35	38	41	43	48	51	16
	定員数(人)	2,324	2,470	2,780	2,927	3,227	3,464	1,140

※介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)は、耐震化に伴う改築等により、既存の施設数において利用定員に変更が生じています。

※：各年度4月1日現在

※：増減数は、平成27年度と令和2年度との比較

## 5 地域支援事業の状況

### (1) 地域支援事業

地域支援事業は、被保険者が要介護状態・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としています。

### (2) 地域支援事業の実施状況

第7期計画の地域支援事業は、以下のサービス・事業で構成されており、実施状況については、第4章「高齢者福祉施策の展開」において掲載しています。

地域支援事業	介護予防・日常生活支援総合事業		
		サービス・事業名	掲載ページ
		介護予防・生活支援サービス事業	
		一般介護予防事業	
	包括的支援事業		
		サービス・事業名	掲載ページ
		地域包括支援センターの運営	
	包括的支援事業（社会保障充実分）		
		サービス・事業名	掲載ページ
		在宅医療・介護連携推進事業	
		認知症施策の推進	
		生活支援体制整備事業	
		地域ケア会議	
	任意事業		
		サービス・事業名	掲載ページ
		高齢者住宅生活協力員の配置	
	高齢者ほっとテレホン		
	認知症高齢者グループホーム家賃等助成事業		

## 6 第7期介護保険財政の状況

### (1) 第1号被保険者の所得段階別保険料額

第7期計画における第1号被保険者の所得段階別保険料額は、以下のとおりです。第5段階の保険料基準額（月額）は6,000円です。東京都の平均基準額は5,911円、全国平均基準額は5,869円となっています。

《第7期》

段階	対象者	基準額に対する比率	保険料月額 (月額)	第1号被 保険者数	構成比
第1段階	①生活保護を受けている方 ②老齢福祉年金を受けていて、世帯全員が特別区民税非課税の方 ③中国残留邦人等支援給付を受けている方 ④世帯全員が特別区民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額(※3)を合わせた額が80万円以下の方	0.45	2,700円 (32,400円)	31,172	18.6%
第2段階	世帯全員が特別区民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額(※3)を合わせた額が120万円以下で第1段階に該当しない方	0.65	3,900円 (46,800円)	11,540	6.9%
第3段階	世帯全員が特別区民税非課税で、第1～2段階に該当しない方	0.7	4,200円 (50,400円)	11,100	6.6%
第4段階	本人が特別区民税非課税(同じ世帯の家族が特別区民税課税)で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額(※3)を合わせた額が80万円以下の方	0.85	5,100円 (67,200円)	17,818	10.6%
第5段階 (基準額)	本人が特別区民税非課税(同じ世帯の家族が特別区民税課税)の方で、第4段階に該当しない方	1	6,000円 (72,000円)	16,449	9.8%
第6段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.1	6,600円 (79,200円)	21,300	12.7%
第7段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	1.25	7,500円 (90,000円)	21,767	13.0%
第8段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が200万円以上250万円未満の方	1.5	9,000円 (108,000円)	8,670	5.2%
第9段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が250万円以上300万円未満の方	1.6	9,600円 (115,200円)	5,751	3.4%
第10段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が300万円(※6)以上350万円未満の方	1.8	10,800円 (129,600円)	4,276	2.5%
第11段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が350万円(※7)以上400万円未満の方	1.9	11,400円 (136,800円)	3,159	1.9%
第12段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	2	12,000円 (144,000円)	4,000	2.4%
第13段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	2.35	14,100円 (169,200円)	3,679	2.2%
第14段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	2.6	15,600円 (187,200円)	2,508	1.5%
第15段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	2.9	17,400円 (208,800円)	1,707	1.0%
第16段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上2,500万円未満の方	3.15	18,900円 (226,800円)	1,408	0.8%
第17段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が2,500万円以上の方	3.4	20,400円 (244,800円)	1,453	0.9%

## (2) 保険料の賦課・収納状況

第1号被保険者の保険料の賦課・収納状況は以下のとおりです。令和元年度の収納率は98.3%となっています。

図表6-21 保険料の賦課・収納状況

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
賦課額	7,260,933千円	7,267,288千円	7,308,511千円
収納額	7,078,136千円	7,085,081千円	7,126,994千円
収納率	97.5%	97.5%	97.5%

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
賦課額	9,218,916千円	9,549,652千円	9,888,732千円
収納額	8,987,649千円	9,309,049千円	9,644,079千円
収納率	97.5%	97.5%	97.5%

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
賦課額	11,663,444千円	11,909,341千円	1,2045,617千円
収納額	11,393,005千円	11,633,915千円	11,782,847千円
収納率	97.7%	97.7%	97.8%

	平成30年度	令和元年度
賦課額	13,029,093千円	12,821,846千円
収納額	12,791,932千円	12,603,753千円
収納率	98.1%	98.3%

※現年度分のみ

### (3) 介護保険特別会計等の状況

#### ①介護保険特別会計の状況

図表 6-〇 介護保険特別会計の状況

(単位：円)

		平成 30 年度 (決算額)	令和元年度 (決算額)	
歳入	介護保険料	12,882,967,563	12,688,216,237	
	国・都・区支出金	27,083,485,041	28,067,182,157	
	支払基金交付金	13,342,061,830	13,681,404,000	
	その他	1,959,666,760	1,832,775,663	
	歳入合計	55,268,181,194	56,269,578,357	
歳出	保険給付費	47,596,280,207	49,341,609,386	
	内訳	介護サービス等諸費	44,278,301,979	45,674,566,039
		介護予防サービス等諸費	984,087,134	1,107,130,016
		その他	2,333,891,094	2,559,913,331
	地域支援事業費	2,082,501,400	1,847,021,360	
	内訳	介護予防事業・生活支援サービス費	1,035,206,839	798,298,628
		介護予防事業費	72,935,382	66,486,246
		包括的支援・任意事業	974,359,179	982,236,486
	介護給付費準備基金積立	1,210,963,608	270,563,195	
	その他	2,600,618,830	2,658,575,100	
	歳出合計	53,490,364,045	54,117,769,041	
次年度繰越金		1,777,817,149	2,151,809,316	

#### ②介護給付費準備基金

介護給付費準備基金は、大田区介護給付費準備基金条例により設置され、介護保険特別会計において生じた歳計剰余金に相当する額を積み立てています。

これは、大田区の介護保険給付に要する費用に不足が生じた場合、その不足の財源に充てるため積み立てられているものです。

## 第6章 介護保検事業量と事業費の見込み

# 1 介護サービス事業量の見込み

## (1) 介護サービス事業量の見込みにあたっての考え方

第8期計画におけるサービス事業量の見込みについては、高齢者人口や要支援・要介護認定者数等の推計を基礎に、第7期計画におけるサービスの利用実績等を踏まえて見込みます。また、計画期間における居住系・施設サービスの利用定員の拡充や、今後、増加が見込まれる在宅医療に伴う介護サービスの追加的需要を踏まえ推計します。

## (2) 居宅サービスの事業量

### ■訪問介護

訪問介護は、要介護度が重度化するにつれ、その利用は増加する傾向があります。中重度の要介護者の増加に伴う「身体介護」、「生活援助」へのニーズは高まることから、事業量は増加するものとして見込みます。

### ■通所介護

通所介護の事業量は、新型コロナウイルスの影響により、令和2年度は一時、利用量は減少しましたが、第7期計画期間を通じて受給者数は堅調に推移していることから、要介護者の増加に応じた事業量を見込みます。

### ■訪問看護

訪問看護の事業量は、在宅医療と介護サービスを組み合わせた要介護者が増加するものと予測し、事業量は増加するものとして見込みます。

### ■訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション

自立支援・重度化防止を推進する観点から、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションの利用を促進するため、事業量は増加するものとして見込みます。

### ■福祉用具貸与・購入、住宅改修

福祉用具貸与は、要介護1を除く要介護度におけるサービス受給者の約7割以上が利用していることから、要介護認定者の増加に対応した事業量を見込みます。

福祉用具購入、住宅改修は、第7期計画期間を通じ、おおむね横ばいで推移しているため、第8期計画期間も同程度の事業量を見込みます。

### ■居宅療養管理指導

居宅療養管理指導の事業量は増加傾向にあり、今後も通院が困難となった在宅医療患者等の増加等により事業量は増加するものとして見込みます。



図表 7-1 居宅サービスの見込量

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護	介護	(人/月)			
訪問入浴介護	介護	(人/月)			
	予防	(人/月)			
訪問看護	介護	(人/月)			
	予防	(人/月)			
訪問リハビリテーション	介護	(人/月)			
	予防	(人/月)			
通所介護	介護	(人/月)			
通所リハビリテーション	介護	(人/月)			
	予防	(人/月)			
短期入所生活介護	介護	(人/月)			
	予防	(人/月)			
短期入所療養介護	介護	(人/月)			
	予防	(人/月)			
居宅療養管理指導	介護	(人/月)			
	予防	(人/月)			
福祉用具貸与	介護	(人/月)			
	予防	(人/月)			
福祉用具購入費	介護	(人/月)			
	予防	(人/月)			
住宅改修	介護	(人/月)			
	予防	(人/月)			
居宅介護支援		(人/月)			
介護予防支援		(人/月)			

(3) 居住系サービスの見込量

■ 特定施設入居者生活介護（介護専用型・混合型）

特定施設における利用者の増加や、地域医療介護総合確保基金において、特定施設入居者生活介護の施設整備等が補助対象に追加されたことに伴い、当該施設の整備拡充が予測されるため、その事業量は増加するものとして見込みます。

図表 7-2 居住系サービスの見込量

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定施設入居者生活介護 (介護専用型・混合型)	介護	(人/月)			
	予防	(人/月)			

## (4) 施設サービスの見込量

### ■介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設への入所申込みを行っている要介護者等のうち、介護の必要性や家族の状況等により同施設以外では生活が困難である中重度の要介護者の増加が見込まれます。計画期間中における新規開設（1施設・80床程度）に向けた整備支援を継続することから、当該サービスの事業量を見込みます。

### ■介護老人保健施設

第7期計画における介護老人保健施設の利用者は減少していますが、今後、入院患者の増加が見込まれる一方、入院期間の短期化も進みます。こうした背景により、介護老人保健施設が果たす在宅復帰・在宅療養支援の役割は大きいため、事業量は増加していくものとして見込みます。

### ■介護医療院（介護療養型医療施設）

介護医療院は、長期にわたり療養が必要な要介護者の生活施設であり、令和5年度末を設置期限とする介護療養型医療施設の主な転換先となる介護施設です。

平成30年4月1日当初、区内に3か所あった介護療養型医療施設は、1か所が介護医療院に転換し、1か所は医療保険の適用病床に転換しました。また、東京都による地域医療構想の推進に伴い、医療療養病床を有する医療機関から介護医療院等を含む介護保険適用の施設等への転換等も進められています。

第8期計画期間の介護医療院及び介護療養型医療施設の事業量は、令和2年度の両施設における受給者動向に加え、介護医療院に転換が予定されている医療機関における大田区の第1号被保険者数を追加的需要として見込みます。

図表 7-3 施設サービスの見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設	(人/月)			
介護老人保健施設	(人/月)			
介護医療院(介護療養型医療施設)	(人/月)			

## (5) 地域密着型サービスの見込量

### ■定期巡回・随時対応型訪問介護看護

中重度の要介護者の増加とともに、計画期間に予定される事業所の新規開設及び同サービスの利用促進に向けた取組を進めるため、事業量は増加するものとして見込みます。

### ■認知症対応型通所介護

第7期計画期間における事業所数と受給者の減少を踏まえ、需要に合わせた修正を行い、事業量を見込みます。

### ■（看護）小規模多機能型居宅介護

中重度の要介護者の在宅生活を支援し、家族介護者の負担軽減に資する有効なサービスである（看護）小規模多機能型居宅介護は、第7期計画の利用実績においても増加傾向であることを踏まえ、事業量の増加を見込みます。

### ■認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

認知症の高齢者を支える重要な受け皿と位置付け、計画期間中にさらに整備を進めるため、事業量は増加するものとして見込みます。

### ■地域密着型通所介護

通所介護の事業量は、新型コロナウイルスの影響により、令和2年度は一時、利用量は減少しましたが、軽度の要介護者を中心に安定した受給者数で推移しているため、要介護1・2の要介護者の増加に対応した事業量の増加を見込みます。

図表 7-4 地域密着型サービスの見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/月)			
夜間対応型訪問介護	(人/月)			
認知症対応型通所介護	介護 (人/月)			
	予防 (人/月)			
小規模多機能型居宅介護	介護 (人/月)			
	予防 (人/月)			
認知症対応型共同生活介護	介護 (人/月)			
	予防 (人/月)			
地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)			
地域密着介護老人福祉施設入所者生活介護	(人/月)			
看護小規模多機能型居宅介護※	(人/月)			
地域密着型通所介護	(人/月)			

## (6) 地域支援事業の見込量

第8期計画期間における地域支援事業の方向性や事業規模等については、以下の施策名において記載しています。

### ■介護予防・日常生活支援総合事業

#### ・介護予防・生活支援サービス事業

【施策名2】介護予防・生活支援サービスの取組強化（総合事業の充実）・・・○頁

#### ・一般介護予防事業

【施策名3】一般介護予防の充実・・・○頁

### ■包括的支援事業

#### ・地域包括支援センターの運営

【施策名7】地域共生社会を見据えた地域生活を支える相談・支援体制の強化・○頁

### ■包括的支援事業（社会保障充実分）

#### ・在宅医療・介護連携推進事業

【施策名10】介護サービスの充実と医療・介護の連携・・・○頁

#### ・認知症施策の推進

【施策名8】共生と予防を軸とした認知症高齢者への支援・・・○頁

#### ・生活支援体制整備事業

【施策名4】多様な主体が参画する地域づくりの支援・・・○頁

#### ・地域ケア会議

【施策名7】地域共生社会を見据えた地域生活を支える相談・支援体制の強化・○頁

### ■任意事業

#### ・高齢者住宅生活協力員の配置

【施策名9】住まい確保への支援・・・○頁

#### ・高齢者ほっとテレホン

【施策名5】見守り体制の強化・推進・・・○頁

#### ・認知症高齢者グループホーム家賃等助成事業

【施策名8】共生と予防を軸とした認知症高齢者への支援・・・○頁

## 2 見込量確保のための方策

### (1) 居宅サービス量の確保

区は、高齢者が要介護状態等となっても、可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう地域密着型サービスを中心とした支援体制の充実を図ります。

第8期計画期間においては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を3事業所、(看護)小規模多機能型居宅介護を2事業所、新規に整備していきます。認知症高齢者グループホームにおいても、支援・見守りが必要な認知症Ⅱa以上の高齢者の増加を踏まえ、調布及び蒲田基本圏域を中心に、2事業所の整備を進めます。

(看護)小規模多機能型居宅介護のほか認知症高齢者グループホームの整備にあたっては、定期借地の一時金を対象とし、地域医療介護総合確保基金による補助金を支給して整備を進めます。認知症高齢者グループホームについては、整備の進んでいない地域を重点的緊急整備地域として、補助金の上乗せを行います。

第8期計画期間において、サービスの見込量及び質の確保を図るため、適正な選考基準のもとに公平かつ公正な事業者選考を行う公募指定を行います。公募を周知するため、大田区ホームページに掲載するほか、窓口や電話で相談があった事業者に個別に説明を行います。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(看護)小規模多機能型居宅介護の整備の促進に当たっては、医療機関(病院・訪問看護事業所等)に開設検討に向けた働きかけを行います。

さらに、地域密着型サービスについては、地域密着型サービス運営協議会等による意見や助言を踏まえ、安定的なサービスの量と質の確保に努めます。

### (2) 施設サービス量の確保

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)については、現在、令和6年度開設予定の区有地を活用した整備計画を進めています。この施設は、公共溝渠の埋め立てにより新たに生じた区有地を民間事業者に貸し付け特別養護老人ホームを整備する計画です。

このほか、計画期間における要介護3以上の要介護者の増加や、入所申込みを行っている要介護者等のうち真に入所が必要な被保険者数を踏まえ、開設に係る補助金を継続し、1施設(80床程度)の整備支援を継続していきます。

介護老人保健施設の整備においては、利用者ニーズ等を踏まえ、慎重に検討する必要

があります。同施設の整備を進める場合は、建設費に対する区独自補助の制度を活用します。

介護医療療養型医療施設については、令和5年度末までに他事業への転換が必要となるため、運営事業者の意向に応じ、介護医療院等への転換を支援します。

### (3) 地域支援事業量の確保

地域支援事業の実施にあたっては、国が定める事業費上限の範囲内で、各事業の効果等に関係者間で評価・検証し、PDCAサイクルにより改善していく事業運営を実施していきます。

総合事業におけるサービス見込量の確保については、生活支援コーディネーター\*や地域ケア会議等を通じて把握された地域のニーズや課題等を踏まえ、区と地域包括支援センターが密接に情報共有を図り、適切なサービスが提供されるよう、多様な主体を確保していく体制を強化します。

また、区は、生活支援体制整備事業等の充実により、自治会・町会やNPO、シニアクラブ、任意の住民団体、地域の民間企業や元気高齢者などの多様な主体の参加を促します。さらに、地域包括支援センターは、社会福祉協議会等の関係機関との連携を図りながら、総合事業の多様な担い手に対して、情報の提供並びに相談及び援助を適切に行いながら、安心してサービスが提供されるよう支援していきます。



### 3 介護保険事業費用の見込み

#### (1) 介護保険標準給付費見込額

介護保険サービスの給付のために必要な年間費用を「標準給付費見込額」といいます。標準給付費見込額の内訳は、利用者の合計所得金額に応じた負担割合（1割から3割）を除いた給付費に、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料を加えたものです。

令和3年度から令和5年度の第8期計画期間における、介護（予防）サービス事業量の見込みに係る標準給付費は、約〇〇〇〇億円と見込まれます。

図表 7-5 介護保険標準給付費見込額 (単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3年間の合計
居宅サービス費				
施設サービス費				
その他の給付費 <sup>※1</sup>				
標準給付費見込額計				

※1: その他の給付費とは、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料<sup>\*</sup> (いずれも予防を含む)の合計をいいます。

#### (2) 地域支援事業費見込額

第8期計画期間における地域支援事業費は、約〇〇億円と見込まれます。

図表 7-6 地域支援事業費見込額 (単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3年間の合計
介護予防・日常生活支援総合事業				
包括的支援事業 <sup>※1</sup>				
包括的支援事業(社会保障充実分) <sup>※2</sup>				
地域支援事業費計				

※1: 〇〇〇ページの地域包括支援センターの運営に係る事業

※2: 〇〇〇ページの地域ケア会議の実施、〇〇〇ページの在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症支援総合事業

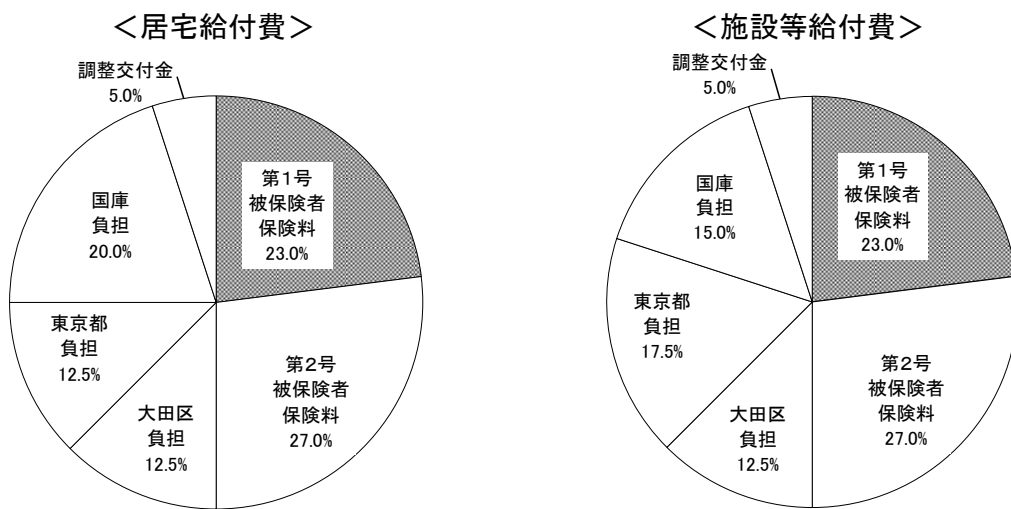
## 4 第1号被保険者の保険料

### (1) 第1号被保険者の負担割合

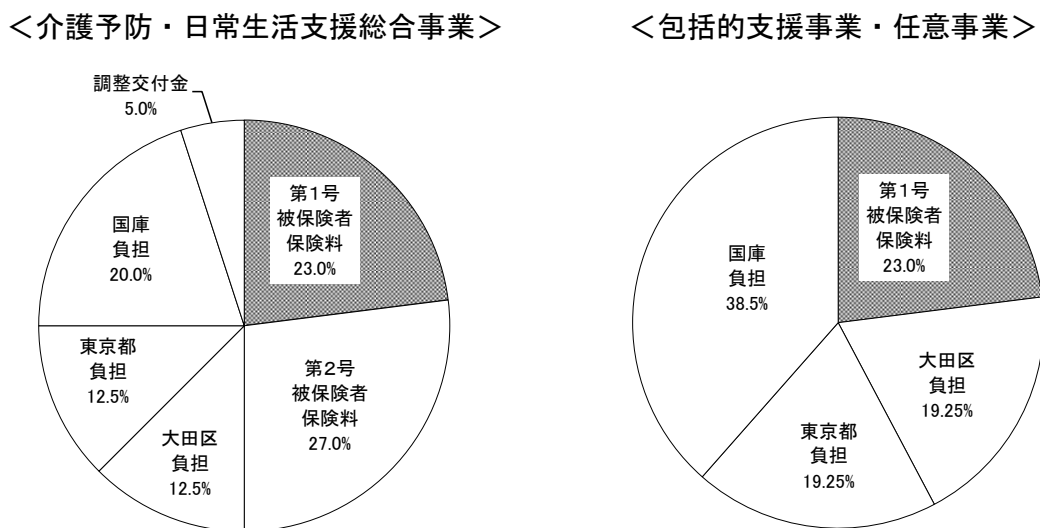
第8期計画期間における介護保険標準給付費及び地域支援事業費に対する第1号被保険者の負担割合は、第7期計画に引き続き23%となります。

一方、第2号被保険者の負担割合は、27%となります。

図表7-7 介護保険標準給付費の負担割合



図表7-8 地域支援事業費の負担割合





## (2) 第1号被保険者の保険料設定の考え方

第8期計画では、高齢化の進展に伴う介護（予防）サービス事業量等の増加により介護保険標準給付費及び地域支援事業費は増加する見込みです。第8期計画における第1号被保険者の保険料については、保険料上昇の抑制と低所得者の負担軽減の観点から以下の考えにより設定します。

### ①保険料段階設定の考え方

大田区における保険料の所得段階については、第6期計画から国が定める標準階数である9段階を17段階に拡大し、被保険者の負担能力に応じたきめ細かい多段階設定を行っています。

第8期計画の保険料段階については、第7期計画当初における第1号被保険者の所得分布状況とおおむね同様であるため、引き続き〇〇段階とします。

### ②介護保険基準額に対する割合（乗率）の考え方

各所得段階における保険料基準額に乗じる割合（保険料率）については、第5期計画より第1段階から第4段階の所得段階において、国が定める標準割合より低く設定し、低所得者の負担を軽減しています。

第8期計画においても引き続き、低所得者の負担軽減を維持するとともに各保険料段階に応じた適切な保険料率（乗率）を設定します。

### ③介護給付費準備基金の活用

介護給付費準備基金は、第1号被保険者からの保険料の剰余金を積み立てたものであり、計画期間内における急激な給付費増等により保険料収納額が不足する場合は、同基金から不足分を補填することで、介護保険事業の安定的な運営を確保しています。

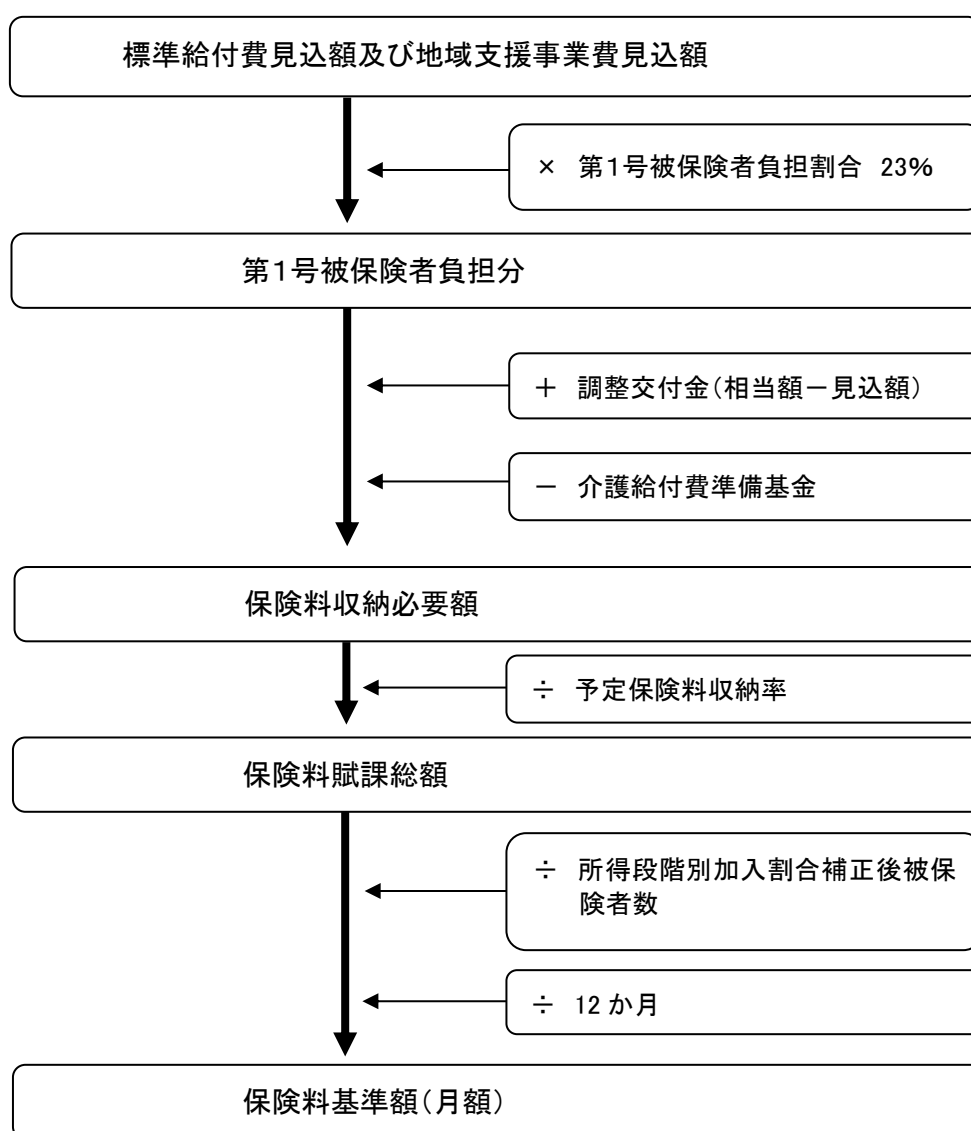
第8期計画期間においては、介護保険事業の安定的な運営に必要と認める額を除き、保険料基準額の上昇を抑えるために活用します。

### (3) 第8期計画の第1号被保険者保険料額

令和3年度から令和5年度の第8期計画期間における、介護（予防）サービス事業量の見込みに係る標準給付費及び地域支援事業費の合計は約〇〇〇〇億円と見込みます。

これに、第〇〇段階の所得段階の設定、保険料収納率の見込みなど、下記により算定した第1号被保険者の保険料基準額（第5段階の被保険者の保険料額）は、月額〇〇〇〇円となります。（第7期計画期間は6,000円）

図表 7-9 第1号被保険者保険料の算出



## (4) 所得段階別保険料額

第8期計画においては、保険料の所得段階を、第〇〇段階に設定します。所得段階別の保険料額（月額）は以下のとおりです。

図表 7-10 所得段階別保険料額

《第7期》

段階	対象者	基準額に対する比率	保険料月額 (年額)
第1段階	①生活保護を受けている方 ②老齢福祉年金を受けていて、世帯全員が特別区民税非課税の方 ③中国残留邦人等支援給付を受けている方 ④世帯全員が特別区民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額(※3)を合わせた額が80万円以下の方	0.45 (※1)	2,700円 (32,400円)
第2段階	世帯全員が特別区民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額(※2)を合わせた額が120万円以下で第1段階に該当しない方	0.65 (※3)	3,900円 (46,800円)
第3段階	世帯全員が特別区民税非課税で、第1～2段階に該当しない方	0.70 (※4)	4,200円 (50,400円)
第4段階	本人が特別区民税非課税(同じ世帯の家族が特別区民税課税)で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額(※3)を合わせた額が80万円以下の方	0.85	5,100円 (67,200円)
<b>第5段階 (基準額)</b>	<b>本人が特別区民税非課税(同じ世帯の家族が特別区民税課税)の方で、第4段階に該当しない方</b>	<b>1.00</b>	<b>6,000円 (72,000円)</b>
第6段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.10	6,600円 (79,200円)
第7段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円(※4)未満の方	1.25	7,500円 (90,000円)
第8段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が200万円(※4)以上250万円(※5)未満の方	1.50	9,000円 (108,000円)
第9段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が250万円(※5)以上300万円(※6)未満の方	1.60	9,600円 (115,200円)
第10段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が300万円(※6)以上350万円(※7)未満の方	1.80	10,800円 (129,600円)
第11段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が350万円(※7)以上400万円未満の方	1.90	11,400円 (136,800円)
第12段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	2.00	12,000円 (144,000円)

推計中

次ページへつづく

## 《第7期》

## 前ページよりつづき

段 階	対 象 者	基準額に 対する 比率	保険料 月額 (年額)
第13段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	2.35	14,100円 (169,200円)
第14段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	2.60	15,600円 (187,200円)
第15段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	2.90 (※8)	17,400円 (208,800円)
第16段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上2,500万円未満の方	3.15 (※9)	18,900円 (226,800円)
第17段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が2,500万円以上の方	3.40 (※10)	20,400円 (244,800円)



推計中

※1) 公費（消費税増税）による負担軽減強化により、第1段階の保険料率（0.45）は、令和2年6月26日の大田区介護保険条例の改正により（0.25）に軽減されました。

※2) その他の合計所得金額とは、合計所得金額から年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

※3) 公費（消費税増税）による負担軽減強化により、第2段階の保険料率（0.65）は、令和2年6月26日の大田区介護保険条例の改正により（0.4）に軽減されました。

※4) 公費（消費税増税）による負担軽減強化により、第3段階の保険料率（0.70）は、令和2年6月26日の大田区介護保険条例の改正により（0.65）に軽減されました。

## (5) 中長期的な介護給付費等・保険料水準の推計

### ①標準給付費及び地域支援事業費

令和7（2025）年、令和22（2040）年における高齢者人口及び要支援・要介護認定者数及びそれに対応したサービス見込み量に基づく標準給付費及び地域支援事業費は、以下のように推計されます。

図表 7-11 標準給付費及び地域支援事業費の推計

	令和7 (2020)年度	令和22 (2040)年度
居宅サービス費	約〇〇〇億円	約〇〇〇億円
施設サービス費	約〇〇〇億円	約〇〇〇億円
その他の給付費	約〇〇〇億円	約〇〇〇億円
標準給付費計	約〇〇〇億円	約〇〇〇億円
地域支援事業費計	約〇〇〇億円	約〇〇〇億円



### ②第1号被保険者保険料額

上記より標準給付費及び地域支援事業費が推移した場合、令和7（2025）年度における第1号被保険者の保険料基準額（月額）は約〇〇〇円、令和22（2040）年度における第1号被保険者の保険料基準額（月額）は、約〇〇〇円と推計されます。

図表 7-12 保険料基準額（月額）の推移と推計



※令和7（2020）年度及び令和22（2040）年度の保険料基準額は、第8期計画の所得段階等が継続したものと仮定しており、介護給付費準備基金の取崩を反映していない推計となります。

## 第7章 円滑な介護保険事業の運営

# 1 適正な事業運営の確保

## (1) 介護保険料収入の確保

第1号被保険者の保険料は、老齢福祉年金等を除く年金の年額が18万円以上などの一定の要件を満たす方は、原則として年金から差し引く「特別徴収」となり、それ以外の方は口座振替や納付書で金融機関等に納める「普通徴収」となります。

介護保険料は、介護保険制度を運営するための大切な財源の一つであり、被保険者全員がそれぞれの負担能力に応じて保険料を納めることが、公平性の確保や制度の安定的運営に欠かすことができません。区ではこれまでも、「普通徴収」の方へ保険料の収納対策として、コンビニエンスストアやモバイルレジ\*での納付による納付機関・納付方法の拡大や、65歳を迎えた方などできるだけ滞納の初期時点で、納付の意識付けや支払を電話や訪問による納付勧奨を実施することで保険料収入の確保に努めてきました。

しかし、介護保険料は時効までの期間が2年間であり、納付勧奨から納付に至るまでの期間が短いため、下表のとおり不納欠損額が増加している状況です。

このため、滞納者の資力に応じた金額での納付相談を継続して行うなどの納付勧奨業務を一層強化するとともに、高額滞納者に対する差し押さえ等を強化し、保険料収入の安定的な確保に努めていきます。

	調定額	収納額	未納額	未納率	不納欠損額
29年度	12,572,004,859円	11,847,838,049円	724,166,810円	5.76%	196,644,031円
30年度	13,556,180,599円	12,866,727,738円	689,452,861円	5.08%	195,663,953円
元年度	13,314,648,771円	12,670,760,212円	643,888,559円	4.83%	175,717,060円

## (2) 事業所の適正な指定等

介護が必要な状態になっても区民が住み慣れた地域で生活が継続できるよう、保険者として地域密着型サービスや介護予防・日常生活支援総合事業のサービス提供事業所の指定・支援を適切に行います。

平成30年4月に東京都から区に移譲された居宅介護支援事業所に対する円滑かつ適正な指定を行い、介護支援専門員の支援の充実に繋げていきます。

事業所の開設に関わる事前相談や、開設後の事業所訪問、指定更新時の運営確認など、事業所指定後も区の条例等に照らし適切な事業所運営ができるよう事業所を支援す

るとともに、利用者が安全で質の高いサービスを受けられるよう努めていきます。

### (3) 介護保険制度や介護サービス等に係る情報提供

要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減・悪化の防止といった介護保険制度の基本的理念とともに、元気な高齢者から介護を必要とする全ての高齢者が目指す「自立した日常生活」に対する区の考えを広く周知し、区民や介護サービス事業者と共有していく取組を進めます。

また、住み慣れた地域で、高齢者が、その有する能力の維持向上に意欲を持って取り組めるよう、地域の介護予防に向けた取組や、配食、見守り等の生活支援などの情報のほか、介護が必要になった場合においては、適切なタイミングで多様な選択肢から有益な情報が得られ、必要なサービスが受けられるよう、地域包括支援センターや他関係機関と連携し、様々な場や多様な手法により情報発信していきます。

さらに、介護保険制度は、利用者の選択を基本としており、利用者の選択を通じてサービスの質の向上が進むことが期待されているため、福祉サービス第三者評価等を活用した利用者等に向けた事業所のサービス内容や自立支援・重度化防止に向けた取組等の情報提供への取組を促します。



## 2 利用者負担の軽減、所得が低い方等への対応

### (1) 利用者負担軽減策

#### ①高額介護（予防）サービス費の支給（総合事業を含む）

月の利用者負担額が、同一世帯の合計で下表の上限額を超えた場合は、その超えた額を支給します。高額介護（予防）サービス費の支給は個人単位であり、世帯合算額で上限額を超えた分を、個人の負担額の割合で按分して支給します。

なお、総合事業の利用者負担額が加わる場合、保険給付における利用者負担額との按分計算により、高額介護予防サービス費相当事業費として支給します。

利用者負担段階区分		上限額
現役並み所得 <sup>※1</sup>	合計所得金額及び課税年金収入額の合計が1,160万円以上の方	14万100円(世帯)
	合計所得金額及び課税年金収入額の合計が770万円以上1,160万円未満の方	9万3,000円(世帯)
	合計所得金額及び課税年金収入額の合計が383万円以上770万円未満の方	4万4,400円(世帯)
一般世帯		4万4,400円(世帯)
特別区民税 非課税世帯		2万4,600円(世帯)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の方</li> <li>○ 特別区民税 非課税世帯で老齢福祉年金の受給者</li> </ul>		1万5,000円(個人)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活保護の受給者</li> <li>○ 中国残留邦人等支援給付の受給者</li> <li>○ 利用者負担を1万5,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合</li> </ul>		1万5,000円(個人)

※1 同一世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者が

#### ②高額医療合算介護（予防）サービス費の支給（総合事業を含む）

医療保険と介護保険の両方の利用者負担額を、年間で合算した額に限度額を設け、その限度額を超えた額を支給する制度です。この制度では、申請は医療保険となり、医療と介護の利用者負担額を合算し、支給合計額を求め、それぞれの負担額

で按分をします。介護保険分は介護保険から「高額医療合算介護（予防）サービス費」として、医療保険分は医療保険から「高額介護合算療養費」として支給します。ただし、支給合計額が500円未満の場合を除きます。

総合事業の利用者負担額がある場合、総合事業分を合算して支給額を再計算し、限度額を超えた分から既支給額を差し引いた額を高額医療合算介護予防サービス費相当事業費として支給します。ただし、総合事業分は500円未満であっても支給します。

## （２）施設利用者等の負担軽減策

### ①特定入所者介護サービス費（補足給付）の給付

所得の低い方が施設への入所や短期入所サービスを利用する場合、施設利用が困難とならないよう、居住費（滞在費）・食費の利用者負担額に負担限度額を設け、施設の平均的な費用（基準費用額）との差額を特定入所者介護サービス費（補足給付）として介護保険から給付します。ただし、施設で設定している費用が基準費用額を下回る場合は、当該額との差額を給付します。

		対象(第1号被保険者)※1
第1段階		①特別区民税非課税※2である老齢福祉年金受給者 ②生活保護受給者 ③中国残留邦人等支援給付の受給者
第2段階	特別区民税非課税※2	本人の合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金（遺族年金・障害年金）収入額が80万円以下であって預貯金等の資産が650万円以下の方（夫婦の場合は1,650万円以下）
第3段階①		本人の合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金（遺族年金・障害年金）収入額が80万円超120万円以下であって預貯金等の資産が550万円以下の方（夫婦の場合は1,550万円以下）
第3段階②		本人の合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金（遺族年金・障害年金）収入額が120万円を超える方で、預貯金等の資産が500万円以下の方（夫婦の場合は1,500万円以下）

※1：第2号被保険者の場合、預貯金等の資産は単身1,000万円以下、夫婦の場合2,000万円以下であること。

※2：本人、配偶者（別世帯を含む）、および世帯全員が特別区民税非課税であること。

なお、利用者負担段階が第1～3段階以外でも、高齢夫婦世帯の一方が介護保険施設に入所した場合、一定の要件を満たせば第3段階とみなして施設での居住費・食費を減額することができます。減額の要件には、世帯の年間収入が施設の利用者負担を除き80万円以下、世帯の預貯金の額が450万円以下などの項目があります。

## ◇居住費（滞在費）

（1日当たり）

利用者負担段階	基準費用額	負担限度額	補足給付額	
第1段階	ユニット型個室	2,006円	820円	1,186円
	ユニット型準個室	1,668円	490円	1,178円
	従来型個室	①1,171円	①320円	①851円
		②1,668円	②490円	②1,178円
	多床室	①855円	①0円	①855円
	②377円	②0円	②377円	
第2段階	ユニット型個室	2,006円	820円	1,186円
	ユニット型準個室	1,668円	490円	1,178円
	従来型個室	①1,171円	①420円	①751円
		②1,668円	②490円	②1,178円
	多床室	①855円	①370円	①485円
②377円		②370円	②7円	
第3段階	ユニット型個室	2,006円	1,310円	696円
	ユニット型準個室	1,668円	1,310円	358円
	従来型個室	①1,171円	①820円	①351円
		②1,668円	②1,310円	②358円
	多床室	①855円	①370円	①485円
②377円		②370円	②7円	

※：①介護老人福祉施設、短期入所生活介護  
 ②介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護

## ◇食費 1日当たり ( )内はショートステイ利用時

利用者負担段階	基準費用額	負担限度額	補足給付額
第1段階	1,380円	300円	1,080円
第2段階	1,380円	390円 (600円)	990円 (610円)
第3段階①	1,380円	650円 (1,000円)	730円 (380円)
第3段階②	1,380円	650円 (1,300円)	730円 (80円)

## ②旧措置入所者への対応

介護保険制度の施行以前から介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所していた方（旧措置入所者）には、平成12年4月から10年間、利用料の軽減措置がとられていました。現在もこの制度を利用している方が多数いるため、軽減措置を当分の間延長します。

## ③境界層該当者への対応

お住まいの住所を管轄する福祉事務所から交付された「境界層該当証明書」の内容に基づき、居住費・食費の減額、介護保険料の減額等を行います。

### (3) 区が独自に行う負担軽減策

#### ①介護保険料減額制度

所得が低い方の経済的な負担軽減を図るため、申請に基づき、世帯の家計状況を考慮した介護保険料の減額を行います。

##### ア 対象

保険料段階第3段階以下の方で、生活保護基準に準じる程度に困窮している方（生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者は除く。）

##### イ 減額内容

第2段階と第3段階の方の保険料を第1段階の金額に、第1段階の方の保険料を2分の1の金額に減額します。

#### ②生計困難者等に対する利用者負担額軽減事業

生計が困難な方が介護保険サービスを利用する際に、介護費の利用者負担割合10%を原則7.5%に、食費・居住費の利用者負担割合を75%に軽減しています。更に介護費のみ、利用者負担割合を5%に軽減する区独自事業を、第6期に引き続き行います。

ただし、軽減が受けられるのは、この軽減制度へ参入することの申出をしている事業所を利用した場合に限られます。対象者は、特別区民税非課税世帯で次の要件をすべて満たす方です。（生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付受給者については、個人の居住費のみ全額軽減となります。）

ア 世帯の年間収入と預貯金額が次表の基準額以下であること。

イ 世帯がその居住用に供する家屋、その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。

ウ 負担能力のある親族（別世帯含む）などに扶養されていないこと。

エ 介護保険料を滞納していないこと。

#### ◇基準収入・貯蓄額

世帯員数	世帯の年間収入額	世帯の預貯金額
1人	150万円	350万円
2人	200万円	450万円
3人	250万円	550万円

※：以下、世帯員が1人増えるごとに年間収入額に50万円、預貯金額に100万円を加えた額

### ③認知症高齢者グループホーム家賃等助成事業

特別区民税非課税世帯で基準収入等の基準に該当する生計困難者が、この助成制度へ参入することの申出をしている認知症高齢者グループホームを利用する場合、家賃、食費等の利用者負担のうち、月額7,000円を上限として助成します。

### ④利用者負担軽減事業及び認知症高齢者グループホーム家賃助成に係る事業者参入促進事業

介護保険事業者で前記②の負担軽減事業に参入申出をしている事業者は、対象利用者が介護保険サービスを利用した際に、区独自軽減事業の軽減分を除く、軽減額の2分の1を負担しています。

その事業者や③の助成を行う事業者に対して、区独自事業として第6期に引き続き、一定額の助成金を支給し、参入事業者の負担軽減と新規参入促進を図っていきます

### ⑤高額介護サービス費等資金貸付制度

高額介護サービス費が支給されるのは、サービスを利用した月の翌々月後となるため、その間の資金繰りについて困る方を対象に、高額介護サービス費に相当する額の範囲内で無利子の資金貸付を行います。